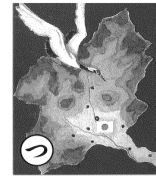




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月29日(金) 第9754号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	8
○道路の供用開始(同)	8
公 告	
○開発工事の完了(建築課)	8
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	10
監査委員公告	
○監査結果に基づく措置状況	11
○同	15

■規則

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十八号

群馬県建築士法施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築士法施行細則(昭和五十年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第八条第四項を削り、同条第五項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に、「第七条第三号又は第四号」を「第七条第二号又は第三号」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 法第八条の二第三号の規定による届出は、建築士法第八条の二第三号の国土交通省令で定める場合に該当するに至った旨の届出書(別記様式第十一号)に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて行わなければならない。

第八条第六項中「は、法第九条第一項」を「が法第九条第一項」に、「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「場合は」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士(法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は」を、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第二十二条中「第九条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十四条中「及び第八条第六項」を削る。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

二級建築士免許申請書

(記入上の注意) 数字は、算用数字を用い、※欄は、記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印をつけてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。
年 月 日

群馬県知事 群馬県指定登録機関(名称) あて あて
氏名.....(署名)印

写真 1 縦4.5cm横3.5cmの無帽、正面、上半身、無背景で写した写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は、免許証に転写されます。

ふりがな氏名	生年月日	年月日生		
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>
現住所				
試験	二級建築士の試験に合格した時期		年	
	合格証書日付	年月日	合格証書番号	第号

欠格事項

1	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
2	あるときは、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日	年	月	日
3	建築士法の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
4	建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>	
5	業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間中に二級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

※審査	※照合		※登録	※発行	※經由土木事務所 受付年月日及び番号	免許申請手数料 証紙は、裏面に貼り付けてください。
	写真	住民票	建築士簿	建築士証		
	合格者簿					
※登録番号		第	号			
※登録年月日		年	月	日		

別記様式第五号の二及び別記様式第六号中「群馬県紙 5,900円」を削る。
別記様式第十号を削る。
別記様式第十一号中「第7条第3号又は第4号」を「第7条第2号又は第3号」に、「第8条の2第3号」を「第8条の2第2号」に改め、同様式を別記様式第十号とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第11号(規格A4)(第8条関係)

建築士法第8条の2第3号の国土交通省令で定める場合に該当するに至った旨の届出書

下記の者は、 年 月 日建築士法(昭和25年法律第202号)第8条の2第3号の国土交通省令で定める場合に該当するに至りましたので、関係書類を添え、同条の規定により、届け出ます。

年 月 日

群馬県知事あて

届出人 住所
氏名

記

1 ふりがな
氏 名

2 生年月日

3 本籍地

4 二級建築士又は木造建築士の別

5 登録番号

6 登録年月日

7 建築士法第8条の2第3号の国土交通省令で定める場合に該当するに至った理由

附 則

- 1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県建築士法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県建築士法施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第219号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	沼田大間々線	桐生市黒保根町下田沢字梁木2296番の12地先から同市同字同2310番の10地先まで	前	3.2~12.0	906.4
			後	—	—

◎群馬県告示第220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋玉村線	前橋市六供町515番の2地先から同市同680番の4地先まで	令和元年11月29日

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年11月29日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越150-5	伊勢崎市田中島町585-1 ドレエトワールA101 鈴木大輔
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字坪谷903-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚1686番地14

		宮崎真理
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1620-12、1620-20、1620-21、1749-2	邑楽郡邑楽町大字篠塚2009番地3 田部井勉
4	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1159-3	邑楽郡邑楽町大字中野4619番地1 ポムフルール205 織田晃、織田利恵

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十二條の三」に改める。

第九条に次の一号を加える。

十 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職

第十五条第一項に次の一号を加える。

五 第九条第十号に掲げる職への採用

第十五条第二項中「前項第三号」の下に「及び第五号」を加える。

第十七条中「任命権者は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合において」を加え、「においては」を「に該当するときは」に改める。

第十九条第一項ただし書中「ただし」の下に「、会計年度任用職員の条件付採用の期間は任命の日から起算して一月間と」を加え、「任命の日から起算して一年間」を「任命の日から起算して一年間」に改める。

第二十一条第三項中「職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 会計年度任用職員に対する第一項及び第四項の適用については、第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、第四項中「一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

別表三中

24	専門医療技術の習得等を目的とする実務研修に従事する職
25	前各号に掲げる職を除くほか、これらの職に類する職

を

24 前各号に掲げる職を除くほか、これらの職に類する職

に改める。

附則

2 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日以後に採用する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員については、同日前においても、改正後の第九条及び第十五条の規定の例により、選考を行うことができる。

■ 監査委員公告

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第19回行政監査の結果に基づき群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 中島 篤
 同 安孫子 哲

第1 監査の結果の報告

第19回行政監査の結果については、平成30年12月26日に群馬県議会議長、群馬県知事及び関係する委員会の長に通知（平成30年12月28日付け群馬県報号外第6号で公表）した。

第2 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について

第3 講じた措置

監査結果を踏まえた意見	講じた措置	監査対象機関
1 本体の更新について AEDは、時間の経過とともに、緊急時に適切に作動させることができなくなる恐れがあることから、耐用期間が経過しているAEDを使用している施設においては、更新を図りたい。	耐用期間が経過しているAEDについては、部で一括購入の上、更新を行った。	こども未来部
	耐用期間が経過しているAEDについては、更新することとした。 また、毎年実施している全庁のAED設置状況等調査については、各部局の主管課等が部内の所管施設の状況を取りまとめる方法に改めることで、設置されているAEDの耐用期間などを把握できるようにした。	健康福祉部
	令和元年7月、耐用期間が経過しているAEDの更新を行った。	森林環境部
	耐用期間が経過しているAEDについて、更新を行った。 今後は、耐用期間が満了する前に更新することとした。	農政部
	平成30年7月にAEDの更新を行った。今後は、耐用期間が経過する前に更新を図ることとした。	産業経済部
	耐用期間を経過したAEDについては、順次更新を行っており、令和元年度中に、全て更新する予定である。	病院局
2 購入方法について 担当課等が一括して購入した方が機関ごとに単独で購入するよりも安価で購入できることから、一括購入を検討し、経済的かつ効率的な購入を行うよう図りたい。	AEDの更新時期に、より経済的な方法を採用できるよう一括購入を検討することとした。	総務部
	更新期限が近い機関のAEDを一括購入し、経済的かつ効率的な購入を図った。	生活文化スポーツ部

	耐用期間が経過しているAEDについては、部 で一括購入の上、更新を行った。	こども未来部
	AED設置状況等調査を踏まえ、同時期に耐用 期間が満了する機関が部内に複数ある場合には、 主管課で一括購入し、配布するなど、効率的な購 入を行うこととした。	健康福祉部
	更新対象とした機関のAEDを一括購入し、効 率的な購入を行った。 また、一括購入した結果、同時期の単独購入に 比べて、低い落札率となった。	森林環境部
	部内で同時期に耐用期間が満了するAEDが複 数ある場合は、一括購入を検討することとした。	農政部
	更新時期が重なるAEDについては、経済的かつ 効率的な購入のため、一括購入を検討すること とした。	産業経済部
	各機関に設置されているAEDの耐用期間を勘 案し、一括購入するなどの経済的かつ効率的に購 入できる方法を検討することとした。	県土整備部
	これまでも複数台をまとめて購入してきたと ころであるが、調達に当たっては、より安価になる よう、購入方法等の検討を十分に行い、経済的及 び効率的な調達に努めることとした。	企業局
	更新時期が重なるAEDがある場合は、一括購 入による経済性と効率性を比較しながら検討する こととした。	病院局
	AEDの耐用期間満了に伴う更新や新規整備等 に際して、当該更新等が同時期であり、かつ、購 入により整備する場合は、所管課が一括で購入す ることとした。	教育委員会
3 日常点検の実施について 恒常的な点検を実施していない 機関においては、緊急時にAED を使用する際に、その管理不備に より性能を発揮することができな いことがないよう、恒常的に点検 を実施するよう図られたい。	AED本体のインジケータランプの色や表示に より、AEDの状態を毎日点検し、点検表に記録 することとした。	総務部
	点検担当者等の職員が毎日、AED本体のイン ジケータランプ等を確認するなど、恒常的な点検 を実施することとした。	生活文化スポーツ部
	恒常的な点検を実施するとともに、適切な管理 を行うこととした。	こども未来部
	厚生労働省からの通知等を踏まえ、日常的な点 検を実施するとともに、適切な管理を行うことと した。	健康福祉部
	点検表を作成し、マニュアルに沿って恒常的に 点検を実施することとした。	農政部
	日常点検を毎日実施することとし、AEDが正 常に使用可能な状態であることを確認している。 今後も、恒常的に日常点検を実施し、緊急時に AEDが使用できるよう適切に管理をすることと	産業経済部

	した。	
	遠隔監視システム利用の有無にかかわらず、インジケータランプの確認等により日常的な点検を実施することとした。	県土整備部
	AEDの管理については、厚生労働省からの通知に基づき、適正な管理に努めることとした。	企業局
	厚生労働省からの通知に基づき、AEDの日常点検を実施することとした。	病院局
	点検担当者等の職員が毎日、インジケータランプの色や表示等を確認するなど、恒常的な点検を実施することとした。	教育委員会
4 表示ラベルの取付について 表示ラベルを取り付けていない施設等においては、日常点検を適切に実施するためにも、バッテリーや電極パッドの交換時期等を記載した表示ラベルを外部から容易に認識できるようにAED本体又は収納ケース等に取り付け、バッテリーや電極パッドの交換を行った場合には、表示ラベルの交換時期等の書換えを行い、日頃から交換時期等を把握するとともに、適時に交換するよう図られたい。	意見のあったAEDは、リース契約であり、交換時期になると契約相手方からバッテリー及び電極パッドが送られてくるため、それに合わせて交換を行い、適切に対応している。	総務部
	適時に交換できるよう、電極パッドと表示ラベルに記載されている交換時期を一致させた。	県土整備部
	バッテリーや電極パッドの交換を行った場合には、表示ラベルの交換時期等の書換えを行い、日頃から交換時期等を把握するとともに、適時に交換することとした。	病院局
	AEDに表示ラベルを取り付けていなかった施設については、点検担当者等の職員が確認しやすい位置に取り付けるとともに、表示ラベルを確認の上、適切な時期に消耗品の交換及び交換時期等の書換えを行うこととした。 また、リース契約により整備しているAEDについても、契約相手方に同様の対応をするよう指示した。	教育委員会
5 点検の結果の記録について 点検の結果を記録していない施設や点検の有無のみを記録している施設においては、点検を実施した項目を確認できるよう各点検項目ごとに点検の実施の有無を記録しておくよう図られたい。	メーカーが作成した専用の点検表や独自の点検表などを整備して、各点検項目ごとに実施の有無を記録することとした。	総務部
	日常点検チェックシートを作成し、インジケータランプの表示、外観、消耗品有効期限の確認等の点検結果を記録することとした。	生活文化スポーツ部
	点検記録表を作成し、日常点検の実施結果を記録することとした。	健康福祉部
	戸締点検簿にAED点検欄を設け、点検担当者が日常点検の結果を記録するよう改善を図った。	森林環境部
	各点検項目ごとに点検実施の有無が記録できるよう、点検記録簿の見直し及び修正を実施した。	農政部
	インジケータランプの色や画面の表示等の各点検項目を設けたAED点検簿を備え、日常点検及び月次点検の結果を記録することとした。	産業経済部
日常的な点検の結果については、点検記録簿等	県土整備部	

	を作成し、点検実施の都度、記録することとした。	
	点検の結果の記録に不備があった施設においては、点検の結果を各点検項目ごとに記録するとともに、適切に保存管理することとした。	教育委員会
6 点検担当者の配置について 厚生労働省通知において、日常点検の実施や消耗品の交換を行う者として点検担当者を配置することが求められていることから、点検担当者を配置していない施設においては、点検担当者の適切な配置を図られたい。	点検担当者を定めていなかった施設においては、火気取締責任者を担当者と定め、日常点検の実施や消耗品の交換等を行うこととした。	産業経済部
	AEDを設置している施設ごとに点検担当者を配置した。	県土整備部
7 普通救命講習等の受講について AED設置県有施設においては、職員が定期的に講習を受講できる機会を設けたり、他施設で開催される講習に参加できるようにするなど、できるだけ多くの職員が講習を受講できるよう環境の整備を図ることのみならず、年度当初に職員が講習を受講できるよう図られたい。	職員が定期的に講習受講できる環境を整備するとともに、消防訓練の際、AEDの操作説明を実施している。 今後は、年度当初に受講できるよう、別途消防署への依頼などを検討することとした。	総務部
	講習の周知や機会の充実により、より多くの職員が、AED講習を受講する機会を得られるよう努めることとした。	生活文化スポーツ部
	AED設置施設においては、普通救命講習の定期的な実施や、消防局等が実施する普通救命講習への職員派遣を促すなど、職員の講習受講に努めることとした。	こども未来部
	AED設置状況調査結果の通知にあわせ、各所属長に対して消防本部等が開催するAED講習会への職員の参加などを促している。 引き続き、できるだけ多くの職員が講習を受講できるよう努めることとした。	健康福祉部
	地域の行政県税事務所が主催しているAEDの取扱いに係る講習に参加し、職員が講習を受講することとした。	森林環境部
	AED設置施設においては、講習への参加を促す等、より多くの職員が、AED講習を受講する機会を得られるよう努めることとした。	農政部
	普通救命講習を受講していない施設については、平成30年度中に職員が普通救命講習を受講した。今後は、多くの職員が普通救命講習を受講できるように体制を整備することとした。	産業経済部
	講習を受講していなかった施設においては、職員が平成31年1～3月に普通救命講習を受講した。 今後は、他施設等で定期的に行っている講習を活用し、より多くの職員が参加できるよう体制を整えることとした。	県土整備部
毎年、前橋市消防局に消防職員の派遣を依頼し、企業局全所属を対象とした救急救命講習を開催している。	企業局	

	<p>今後は、開催回数と開催時期を見直すことにより、全所属から職員が受講できるよう、環境改善に努めることとした。</p>	
	<p>全職員受講対象の研修を定期的に行い、特に年度当初の早期に研修を行うよう、研修予定を作成することとした。</p>	病院局
	<p>各施設において、消防署が実施する普通救命講習や消防署員を招いた訓練等を年度の早い時期に開催するなど、多くの職員がAEDを含む心肺蘇生法に関する知識・技能を身につけられるような環境を整えるとともに、講習等の受講経験がない職員に加えて、希望する職員が講習等を受講できるようにした。</p>	教育委員会
<p>8 厚生労働省通知等の周知状況について 健康福祉部医務課においては、警察本部と同様に日常点検の必要性、点検結果の記録の必要性等AEDの適切な管理等について、全庁における統一的な管理基準や方針を設定し、関係機関に対して周知徹底するよう図られたい。</p>	<p>各部局長等に対し、AED管理基準のひな形を示すとともに、AEDの設置所属については、管理基準の作成や日常点検の実施、点検結果の記録など、AEDの適切な管理等について通知した。</p>	健康福祉部
<p>9 緊急対応マニュアルの整備について 県立学校においては、生徒等の事故発生時に適切に対応することができるよう、緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容も含めるよう図られたい。</p>	<p>県立学校においては、各学校の緊急対応マニュアルの中にAEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する内容を含めることとし、随時、マニュアルを改正した。</p>	教育委員会

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、第10回工事に係る行政監査の結果に基づき群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月29日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章
同 中島 篤
同 安孫子 哲

第1 監査の結果の報告

第10回工事に係る行政監査の結果については、平成31年2月21日に群馬県議会議長、群馬県知事及び関係する委員会の長に通知（平成31年3月5日付け群馬県報号外第1号で公表）した。

第2 監査のテーマ

県有施設等の点検業務及び維持修繕に係る工事の執行状況について

第3 講じた措置

監査の結果及び意見	講じた措置	監査対象機関
<p>1 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>12条点検の実施に当たり、実務経験者を点検者として登録し、建築物や建築設備について点検を実施していたものの、実務経験者では点検することができない施設規模の建築物が含まれていたため、一級建築士等の資格者が点検する必要があった。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>平成28年3月10日付け国土交通省住宅局建築課長の事務連絡により、実務経験では点検ができない建築物が示されていることから、点検実施前段階等においてどの施設が事務連絡の条件に該当しているかを確認し、確実に実施するよう周知徹底が必要である。</p>	<p>12条点検における資格者要件を満たしていなかった施設等に係る点検の必要性について周知徹底し、平成30年度中に外部委託による点検を実施した。</p>	<p>病院局</p>
<p>2 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>点検対象施設の点検状況について実地調査を行ったところ、建築物及び一部建築物又は一部建築設備について点検をしていなかった。</p> <p>(改善を要する事項)</p> <p>各所属が所管する施設には大小さまざまな規模の建築物や建築設備があることから、対象施設に点検漏れがないよう点検実施前段階等において財産台帳、図面などを確認するなどの周知徹底が必要である。</p>	<p>対象施設に点検漏れが生じないよう点検実施前段階等において、財産台帳、図面などの確認を行うよう周知徹底するとともに、外部委託等による点検を実施した。</p>	<p>病院局</p>
<p>3 庁舎等の点検に係る実施状況について</p> <p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要)</p> <p>他所属職員に依頼又は専門業者に委託していたが、点検責任者について指定している状況を書面で確認できなかった。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>他所属職員へ依頼した場合や専門業者が点検した場合については、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定する必</p>	<p>「建築基準法12条点検マニュアル」に「点検者」と「点検責任者」について説明を追記し、施設管理初任者研修会において、各県有施設の施設担当者へ周知徹底した。</p> <p>また、点検を専門業者に委託する場合は、契約書に基づき業務実施計画書や従事者名簿の提出を求めるなど、書面により点検責任者を確認できるようにした。</p> <p>書面に点検責任者を明記するとともに、12条点検マニュアルの取扱いについて周知徹底を行うこととした。</p>	<p>総務部</p> <p>生活文化スポーツ部</p>

<p>要があることから、取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	<p>12条点検を実施する際は、12条点検マニュアルに沿って点検責任者を指定しているところであるが、このことを明確にするため、書面により指定するよう周知していくこととした。</p>	<p>こども未来部</p>
	<p>12条点検に関し、他所属職員に点検を依頼する場合又は専門業者に委託する場合は、12条点検マニュアルに従い、点検責任者を書面で指定するよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	<p>健康福祉部</p>
	<p>他所属職員又は専門業者が点検を行う場合、点検責任者の指定の状況について書面に記録しなければならないことが12条点検マニュアルに明記されたことから、確実に記録するよう関係所属に周知した。</p>	<p>農政部</p>
	<p>12条点検マニュアルの取扱いについて所属の全職員に周知し、今後の委託契約に当たっては、点検責任者の指定を徹底し、再発の防止に努めることとした。</p>	<p>産業経済部</p>
	<p>点検責任者等の指定の必要性について周知徹底し、点検責任者指定の様式を作成の上、点検実施後の報告書に添付することとした。</p>	<p>病院局</p>
	<p>他所属職員へ依頼した場合や専門業者が点検した場合には、点検責任者を指定し、指定状況を書面に記録するなど、12条点検マニュアルに基づく適切な処理を行うよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>4 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 12条点検に関すること (調査結果の概要) 建築物の点検は点検者として登録を受けた施設管理担当者が行い、主務課が指定した点検様式(以下「点検様式」という。)を作成していたものの、専門業者に点検を委託した昇降機や建築設備の点検結果の一部について、点検様式に記載していることが書面で確認できなかった。 (検討を要する事項) 教育委員会においては、12条点検について、点検様式や点検履歴を含め、点検した記録を整えることで12条点検を実施したものとみなしているため、専門業者に業務委託した点検についても点検様式への記載漏れがないよう周知徹底が必要である。</p>	<p>施設管理担当者が行った建築物の点検のみならず、専門業者に業務委託した昇降機や建築設備の点検についても、漏れなく点検様式に記載するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>5 庁舎等の点検に係る実施状況について</p>	<p>建築物の点検周期に鑑みて、記録書類の保存期間は3年以上で定めるよう「建築基準法12条点</p>	<p>総務部</p>

<p>(1) 12条点検に関すること (調査結果の概要) 点検結果について記録を作成し保管していたものの、保存期間を定めていなかった。 (検討を要する事項) 点検結果は施設の状態等について記録したものであり、前回の点検結果と比較できるなどの経年変化を把握するためのものでもあることから、長寿命化計画等の実施に向けた貴重な判断材料となり得るものであるため、文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。</p>	<p>検マニュアル」に明記した。 また、施設管理初任者研修において、各県有施設の施設担当者に対して文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底した。</p>	
	<p>庁舎等の点検に係る実施状況については、点検周期を踏まえ、12条点検の結果を記録した文書の保存期間を定めるよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	健康福祉部
	<p>建築基準法12条点検マニュアルに基づいて、周知徹底の上、各関係所属ごとに施設の実情を考慮し、12条点検の書類に係る保存期間を設定した。</p>	病院局
	<p>12条点検結果の保存期間については、12条点検マニュアルに基づき、施設の点検周期を考慮して、3年以上の適切な期間を定めるよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>6 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 日常点検に関すること (調査結果の概要) 12条点検マニュアルに定められた日常点検について、月次点検及び随時点検を実施していることが確認できなかった。 (検討を要する事項) 月次点検及び随時点検については、警備業務などの日常的な施設監視業務や月ごとの安全点検といった類似する点検を別途実施している状況を踏まえ、より弾力的な点検方法となるよう、点検項目や点検頻度等の取扱いについて見直すなどの検討が必要である。</p>	<p>「建築基準法12条点検マニュアル」に記載されている消防点検や電気保安設備点検などの、他法令に基づく検査の活用について柔軟な対応が可能であることを、施設管理初任者研修において、各県有施設の施設担当者へ説明した。 日常点検の実施に当たっては、12条点検マニュアルに基づいた適切な月次点検及び随時点検を行うことを徹底した。</p>	総務部
	<p>12条点検マニュアルに沿い、適切な点検を行うよう周知した。</p>	こども未来部
	<p>12条点検マニュアルに基づき、月次点検等を確実に実施することとした。</p>	森林環境部
	<p>月次点検及び随時点検の点検項目や点検頻度については、12条点検マニュアルに基づき適切に実施するよう関係所属に周知した。</p>	農政部
	<p>日常点検は、年1回(年次点検)実施しており、施設管理初任者研修会資料の日常点検：点検種別(①年次点検：年1回定期的に実施すべきもの、②月次点検：放置すると危険が生じるもの、③随時点検：直ちに危険が生じるおそれがあるもの)の区分を勘案し、原則①で実施し、必要に応じ②③を実施するよう検討することとした。</p>	県土整備部
	<p>月次点検、随時点検の実施結果が明確になるよう、点検表を作成した。</p>	病院局
	<p>12条点検マニュアルに基づき、日常点検を適切に実施するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>7 庁舎等の点検に係る実施状況について (1) 日常点検に関すること (調査結果の概要) 点検記録を保管していたもの</p>	<p>日常点検の記録文書の保存期間は1年以上で定めるよう「建築基準法12条点検マニュアル」に明記した。 また、施設管理初任者研修会において、各県有施設の施設担当者へ文書の保存期間を適切に定め</p>	総務部

<p>の、保存期間を定めていなかった。 (検討を要する事項) 点検記録については、12条点検と同様に文書の保存期間を適切に定めるよう周知徹底が必要である。</p>	<p>るよう周知徹底した。</p>	
	<p>点検記録については、保存期間を5年と定めることとした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>庁舎等の点検に係る実施状況については、対象施設及び点検頻度を踏まえ、日常点検の結果を記録した文書の保存期間を定めるよう周知した。 併せて、管財課主催の施設管理初任者研修の受講、研修資料の情報共有などを図った。</p>	健康福祉部
	<p>平成30年度に総務事務システムに文書登録し、点検結果の保存期間を3年と定めた。</p>	森林環境部
	<p>建築基準法12条点検マニュアルに基づいて、周知徹底の上、各関係所属ごとに施設の実情を考慮し、日常点検の書類に係る保存期間を設定した。</p>	病院局
	<p>日常点検記録の保存期間については、12条点検マニュアルに基づき、1年以上の適切な期間を定めるよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>8 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 積算業務に関すること (調査結果の概要) 予定価格積算票及び設計書を作成するに当たり徴取した参考見積りの単価に対し、根拠がない補正を行っていた工事があった。 (改善を要する事項) 積算要領を適用し設計書を作成する場合には、実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案し単価及び価格を決定することなどが定められているため、専門工事業者等の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合には、根拠を整理しておく必要がある。また、予定価格積算票を作成する場合には、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないよう周知徹底が必要である。</p>	<p>予定価格を積算する際は、当該工事の積算要領や参考に徴取した見積りの内容を複数の者(担当係長及び検査者)が確認するよう、職員に周知徹底を図った。</p>	総務部
	<p>予定価格の積算については、原則、参考見積りの単価を採用することとし、補正を行う場合には、その根拠を明確にするよう周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>専門工事業者等の見積価格等を参考に予定価格積算票等を作成するに当たっては、算定根拠を整理するとともに、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないよう周知した。</p>	健康福祉部
	<p>予定価格積算票及び設計書作成時に専門工事業者等の見積価格等を参考に単価及び価格を算定する場合は、根拠を整理しておく必要があることや、相当の理由がない限り、根拠がない補正は行わないことを関係所属へ周知した。</p>	農政部
	<p>予定価格積算票や設計書を作成する場合には、単価及び価格を算定する根拠を整理し、根拠のない補正は行わないよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>9 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 積算業務に関すること (調査結果の概要) 予定価格を算出する際に専門工事業者等から徴取した参考見積りについて保管していない工事があった。 (検討を要する事項) 維持修繕工事の発注に当たり</p>	<p>参考見積りも契約書類と同じ期間保存することとした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>予定価格を算出するに当たり、徴取した参考見積りは、契約書類と同様に一定期間保存するよう周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>予定価格の算出に際して専門工事業者等から徴取した参考見積りについては、契約書類と同様、一定の期間保存の必要がある旨、周知した。</p>	健康福祉部

<p>専門工事業者等から徴取した参考見積りは、財務規則又は積算要領に基づく市場調査をした結果であり、予定価格積算票等の作成における根拠資料になることから、契約書類と同様に一定期間は保存する必要があるため、参考見積りの取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	<p>予定価格を算出する際に専門工事業者等から徴取した参考見積りについては、契約書類と同様に一定期間保存することを徹底するよう関係所属へ周知した。</p>	農政部
	<p>書類等の管理を徹底するとともに、取扱い等について所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。</p>	産業経済部
	<p>参考見積りの保管を徹底することとした。</p>	県土整備部
	<p>参考見積りについては、契約書類と同様に保管するよう周知徹底の上、実施した。</p>	病院局
	<p>軽易な工事における工事事務の手引きに基づき、予定価格積算に際しての根拠資料として専門工事業者等から徴取した参考見積りは、予定価格積算票等と同様に、一定期間保管するよう、各施設に対して周知徹底した。</p>	教育委員会
<p>10 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 契約事務に関すること (調査結果の概要) 庁舎、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地には当たらない工事内容にもかかわらず、軽易な工事として契約した工事があった。 (改善を要する事項) 設計金額が500万円未満であっても工事内容によっては軽易な工事として契約締結できるとは限らないため、工事の条件をよく確認のうえ事務を執行するよう周知徹底が必要である。</p>	<p>再発防止に向けて、工事執行規程等に照らし合わせて工事の条件を確認するとともに、所属内のチェック体制を強化し、契約事務の適切な執行を図ることとした。</p>	総務部
<p>11 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について (1) 契約事務に関すること (調査結果の概要) 工事執行規程第32条の規定による工事完成検査結果通知書及び完成引渡書について、事務取扱要領第9条の規定による工事完成通知書、第10条の規定による監督員指定通知書及び現場代理人等指定通知書について、そのうちの一部が書面で確認できなかった工事があった。 (改善を要する事項) 実地調査を行ったところ、書類の管理が不十分であったことから、軽易な工事の手引き等について周知徹底が必要である。</p>	<p>工事執行規程や軽易な工事の手引き等を遵守し、担当係長及び監督員が確認を行うなど適切な書類の管理に努めることとした。</p>	総務部
	<p>工事完成検査結果通知書については、改めて通知し、完成引渡書についても、書面を徴取した。 また、軽易な工事の手引き等について周知徹底を行うこととした。</p>	生活文化スポーツ部
	<p>軽易な工事の手引き等の内容について、改めて周知徹底を行うこととした。</p>	こども未来部
	<p>不備が指摘された工事完成検査結果通知書については、改めて通知を行い、その後は軽易な工事における工事事務の手引き等、要綱・要領及びマニュアルに基づき適正な事務処理に努めることとした。</p>	森林環境部
	<p>軽易な工事の事務取扱要領や群馬県建設工事執行規程等に基づき、提出されること、又は通知することとされている書類の管理を適切に行うよう関係所属へ周知した。</p>	農政部

	書類等の管理を徹底するとともに、軽易な工事の手引き等の取扱いについて所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。	産業経済部
	提出されるべき書類、通知するべき書類については、軽易な工事の手引き等に基づく確認や管理を周知徹底の上、実施した。	病院局
	工事執行規程及び事務取扱要領において必要とされる書類については、軽易な工事における工事事務の手引きを確認し、請負者から不足なく適切に徴するよう、各施設に対して周知徹底した。	教育委員会
<p>12 庁舎等の維持修繕工事に係る契約事務及び監督業務等の実施状況について</p> <p>(1) 検査業務に関すること (調査結果の概要)</p> <p>完成検査においては検査員が契約関係書類のほか仕上がりや動作などを確認していたものの、工事完成写真について請負者から提出を受けていることが確認できなかった工事があった。</p> <p>(検討を要する事項)</p> <p>工事完成写真については、完成検査において、着工前、完成後などの状況を確認するための関係資料となることから、状況に応じて群馬県土木工事写真管理要領に基づき確認する必要があるため、工事完成写真の取扱いについて周知徹底が必要である。</p>	「軽易工事の必要書類一覧表」を用い、提出を受けるべき書類については、確認を行うよう職員に周知徹底した。	総務部
	工事完成写真が未提出であった工事2件については、改めて写真を徴取することとした。 また、工事完成写真の取扱いについては、周知徹底を行うこととした。	生活文化スポーツ部
	書類等の管理を徹底するとともに、工事完成写真の取扱い等については、所属の全職員に周知し、再発の防止に努めることとした。	産業経済部
	完成検査において請負者から工事完成写真を必ず提出させるとともに写真による状況確認を行うよう周知徹底し、実施した。	病院局
	軽易な工事における工事事務の手引きに基づき、完成検査に際して、工事完成写真(着工前・完成後)を請負者から提出させるよう、各施設に対して周知徹底した。	教育委員会

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111